

平成27年5月29日裁決

## 主文

厚生労働大臣が、再審査請求人に対してした、後記理由欄第2の2記載の原処分1及び同第2の4記載の原処分2をいずれも取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生労働大臣が請求人に対してした、船員保険法による標準報酬月額の変更について、この標準報酬の月額変更は、適正な月額変更ではないので、元の標準報酬月額(530千円)に戻していただきたいということである。

### 第2 再審査請求の経過

1 船員保険の被保険者に係る標準報酬月額の決定又は改定に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構(以下「機構」という。)に委任されている(船員保険法(以下「船保法」という。)第153条第1項第2号、第17条及び第18条)。

2 請求人は、a会社と称する船舶所有者(以下「本件事業所」という。)に船員として使用される船員保険の被保険者であるところ、その標準報酬月額は、530千円とされていた。本件事業所の事業主(以下「事業主」という。)は、平成○年○月○日(受付)、機構に対し、請求人の従前の標準報酬月額530千円を平成○年○月から240千円とする旨の「被保険者報酬月額変更(基準日)届」(以下「月額変更届A」という。)を提出した。機構は、同日付で、月額変更届Aにより、請求人の標準報酬月額を平成○年○月から240千円に改定する旨の処分(以下「原処分1」という。)をした。

3 その後、事業主は、機構に対し、平成○年○月○日(受付)、請求人の従前の標準報酬月額240千円を平成○年○月

から78千円とする旨の「被保険者報酬月額変更(基準日)届」(以下「月額変更届B」という。)を提出した。機構は、同日付で、月額変更届Bにより、請求人の標準報酬月額を平成○年○月から78千円に改定する旨の処分(以下「月額変更届Bによる処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分1及び月額変更届Bによる処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

なお、月額変更届Bによる処分については、審査請求において、船保法第18条第1項所定の固定的賃金の変動があったのは、請求人が平成○年○月○日から本件事業所の船員就業規則(以下、単に「就業規則」という。)第18条所定の待機員となったため○万○千○百○円の賃金が支給されたことによるものであるから、その標準報酬月額は、同年○月から改定するのが妥当であるとの理由により、審査官が、同処分を取り消す旨の決定をしたことから、機構は、その後、月額変更届Bによる処分中の改定月「平成○年○月」を「平成○年○月」に変更する処分(以下、この変更処分による変更後の月額変更届Bによる処分を「原処分2」という。)をした。請求人は、原処分2をも不服として、再審査請求に至ったものであり、月額変更届Bによる処分と原処分2との間に処分の同一性が認められることから、この不服も審査の対象とすべきものである。

### 第3 問題点

1 船保法第20条第1項(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号による改正前のもの。以下、同じ。)の規定によると、被保険者の報酬月額は、次の各号に掲げる場合の区分、すなわち、「第1号月、週、その他一定期間によって報酬が定められる場合」、「第2号 日又は時間によって報酬が定められる場合」、「第3

号 前2号の規定により算定することが困難である場合（第5号に掲げる場合を除く。）」、「第4号 1年を通じて船員として船舶所有者に使用される被保険者の報酬につき、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の航航区域、船積貨物の種類等により変動がある報酬が定められる場合」、「第5号 歩合により報酬が定められる場合」及び「第6号 前各号のうち2以上の号に掲げる場合に該当する場合」の区分に応じて、それぞれの区分について定められるところによって算定した額とする旨定められており、上記第4号の区分については、「前3号の規定にかかわらず、第1号の規定により算定した基本となるべき固定給の額と変動がある報酬の額とを基準とし、厚生労働大臣が定める方法により算定した額」を報酬月額とすることとされ、上記第1号の区分については、「被保険者の資格を取得した日、報酬に増減があった日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額」を報酬月額の額とすることとされている。

そして、同条第2項は、「被保険者の報酬月額が、前項の規定により算定することが困難であるとき、又は同項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。」と規定している。なお、船保法において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対価として受けるすべてのものをいい、「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対価として受けるすべてのものうち、3月を超える期間ごとに受けるものというたされている（船保法第2条第4項及び第5項）。

2 そして、船保法第20条第1項第4号

の区分に該当する者の標準報酬の算定方法として、「厚生労働大臣が定める方法」は、「船員保険法第4条ノ2第1項第4号の規定に基づく報酬月額の算定方法」（昭和34年7月28日厚生省告示第233号。以下「汽船告示」という。）であるが、汽船告示によってその標準報酬を算定しがたい者に係る標準報酬の算定については、船保法第20条第2項の規定によりその報酬月額の算定をしてきた。しかし、同条第2項に基づく算定方法として、「船員法第四条ノ二第二項による報酬月額の算定について」（昭和43年6月17日庁保発第15号社会保険庁医療保険部長通知。以下「本件通知」という。）が定められているところであり、本件通知は、次のとおり定めている。

「船員保険法第4条ノ2第1項第4号に該当する者であつて、昭和34年7月厚生省告示第233号（船員保険法第4条の2第1項第4号の規定に基づく報酬月額の算定方法）によってその報酬月額を算定しがたい者に係る報酬月額の算定については、行政庁が同法第4条ノ2第2項の規定によりその報酬月額の算定をしてきたところであるが、今回、その算定の方式を統一し、次により行うこととしたので通知する。

#### 1 算定方式

過去1年間に支払われた総報酬

標準報酬月額＝本給月額×過去1年間に支払われた総報酬／（本給月額×雇用期間）

この算式中、「本給月額」、「過去1年間に支払われた総報酬」、「本給月額」及び「雇用期間」とは次に定めるところによる。

(1) 「本給月額」とは、1月間乗船したならば支給されるであろう各個人別の本給をいい、定期昇給、ベースアップ等によりこの額に増減があったときは、その額

(2) 「過去1年間に支払われた総報酬」とは、過去1年間に支払われた乗船中の本給、下船中の本給及び各

## 種諸手当の総額

(3) 「本給月額」とは、標準報酬月額を改定すべき月の前月に1月間乗船したならば支給されるであろう本給月額の30分の1に相当する額

(4) 「雇用期間」とは、標準報酬月額を改定すべき月前1年間に雇用された実期間(有給休暇、無給休暇等の期間であっても、雇用されている場合は含まれる。)の日数

(5) 前記(2)、(3)及び(4)については、同一船舶所有者について支給される各種手当が職種別、就航区域又は船積貨物等の範囲別に定められているときは、その定められている職種又は範囲別ごとに算出するものとする。

## 2 適用範囲

前記1による算定方式は、基本となるべき固定給が下船することによって、てい減する報酬を受ける者(全日本内航船主協会加盟船舶所有者に使用される船員及びこれに準じた給与体系により報酬を受ける船員)及び基本となるべき固定給が乗下船にかかわらず一定であり、乗船することにより変動する諸手当を受ける者について適用するものである。

なお、この算定の方式によって算出することが適当でない者については、その報酬の実態により算定することは従前どおりである。」

3 本件の問題点は、原処分1及び原処分2における請求人の標準報酬月額の算定方法が、船保法第20条第1項及び第2項の規定に則ったものとして、妥当なものといえるかどうかである。

## 第4 当審査会の判断

1 本件記録によると、上記第2の2、3及び4の事実のほか、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、1年を通じて船員として、本件事業所に使用される被保険者である。

(2) 就業規則によると、本件事業所に使用される乗組員の賃金の構成は、①

給料(基本給)、②諸手当(船長・機関長手当、混乗手当、割増手当、タンカー手当、乗船一時金、衛生管理者手当、事務兼任手当、欠員手当)、③賞与(勤務期間及び勤務成績に対し賞与を支払うことがある。)とされており(第9条)、諸手当のうち、「船長・機関長手当」は「乗船中の船長及び機関長に対し、別表2(注:掲記は省略する。)の手当を支給する。」とされ(第11条)、「混乗手当」は「乗船中の乗組員に対して、次の手当を支給する。混乗手当 基本給×10%」とされ(第12条)、「タンカー手当」は「会社は、タンカーに乗組む船員に対し、危険物輸送慰労金に相当するタンカー手当として、月額基本給の10分の1を支給する。」とされ(第13条)、「乗船一時金」は「船舶の作業内容及び就航区域等に応じて、その都度算定のうえ乗船一時金を支給する。」とされている。

(3) また、予備員の賃金は就業規則第18条に規定されており、①艀装員については、(イ)基本給、(ロ)艀装員手当(基本給の30%以上)、(ハ)その他の手当(実情に応じて支給する。)、②有給休暇員については、(イ)基本給(基本給の30分の1×有給休暇日数)、(ロ)食料金(850円×有給休暇日数)、(ハ)船機長手当(注:内訳の掲記は省略する。)、③待期員については、船長・機関長職、一航・機士職及び通信長職は月額9万円、それ以外の職員は7万5000円、その他は6万円、④諸暇員及び特別休暇員については支給しないとされている。

(4) 請求人は、平成〇年〇月までは、基本給のほか、乗船一時金、混乗手当及びタンカー手当を支給されていた。

2 上記認定事実によると、請求人は、船保法第20条第1項第4号所定の「基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある報酬が定められる場合」に該当し、就業規則によれば、「基

本となるべき固定給が下船することによって、てい減する報酬を受ける者」に該当することが明らかであるから、請求人の標準報酬は、同法第20条第1項第1号の規定により算定した基本となるべき固定給の額と変動がある報酬の額とを基準とし、汽船告示に定められた方法により算定されることになるが、汽船告示に定める方法によってはこれを算定したいことから、同法第20条第2項の規定に基づく本件通知に則って算定すべきことになる。

- 3 そして、本件審理期日（第2回）における保険者の陳述によると、保険者は、原処分1及び原処分2において、請求人の報酬につき固定的賃金の変動があった都度、その変動があった月の翌月に標準報酬月額を改定したが、請求人は1年を通じて船員として使用される者であり、就業規則によると、請求人は「基本となるべき固定給が下船することによって、てい減する報酬を受ける者」であるから、船保法第20条第2項の規定に基づく本件通知が適用されることとなるが、本件通知は、乗下船などにより報酬が大きく変動する船員の特殊性を考慮し、標準報酬月額を算定する際に、過去1年間に支払われた乗船中の本給、下船中の本給及び各種諸手当の総額を用いて一定期間の報酬を算定するものであるため、下船による固定的賃金の変動については月額変更処理を行うことはできないものであったというのである。そして、本件記録によっても、請求人が1年を通じて船員として使用される者であること及び就業規則により、「基本となるべき固定給が下船することによって、てい減する報酬を受ける者」に該当することが認められるから、請求人については、船保法第20条第2項の規定に基づく本件通知が適用されることになるのであり、本件通知に則った算定方法によりその標準報酬を算定する必要があったものと認めることができる。そして、原処分1及び原処分2が船保法第20条第2項の規定に基づく

本件通知に則った算定方法によってその標準報酬を算定しなかったものであることは、保険者もこれを認めるものであり、本件記録によってもこれを優に認めることができるから、原処分1及び原処分2が不当であることは明らかである。

以上の理由によって、原処分1及び原処分2をいずれも取り消すこととして、主文のとおり裁決する。